

JR東海労
大二運分会

交差点

No.548
2019年5月29日
責任者：前田 稔
発行：教宣部

植松助役

による

不当労働行為
(組織介入)
発覚!!

5月21日、池田さんが、新たに東海労に加入しました。

そして、同日15時頃、ユニオン関西地本に脱退届けを提出した、僅か15分後、何とあろうことか、池田さんの自宅に大阪第二運輸所植松助役から、電話がありました。

この行為こそ、管理者という立場を利用した、正に不当労働行為であり、絶対に許されものではありません。

ちなみに、不当労働行為とは、使用者（管理者）が、憲法で保障されている労働者の団結権を侵害する行為で、労働組合法において禁止されています。即ち、植松助役は、違法行為を行ったこととなります。

ユニオンと会社が一体となっていることも、時間の経緯から紛れのない事実です。

さらに、植松助役が東海労組合員に電話した時間帯は、勤務時間ではなかったのか！？併せて問題となります。

当該の植松助役に、速攻で東海労の分会組合員の抗議と、東海労本部から本社、関西地本から支社への抗議をしました。

私たちは、管理者による
組織介入を絶対許さない!!